

H31.2改定

安城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

団体登録の手引き

問い合わせ先

安城市社会福祉協議会ボランティアセンター

電 話 (0566) 77-2945

FAX (0566) 73-0437

Eメール : syakyovola@city.anjo.aichi.jp

ボランティア相談日 : 毎週火から土曜日まで

午前9時～正午

午後1時～5時

ボランティアセンターとは

ボランティア活動に参加したい方の相談、ボランティアの協力（派遣）を希望する方や機関との連絡調整をはじめ、ボランティア活動者の育成、福祉教育の推進、ボランティア活動の啓発などを行っています。

I ボランティア登録について

- | | |
|---------|-------|
| 1 登録の種類 | ・・・ 2 |
| 2 登録手続き | ・・・ 2 |

II 支援内容について

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 ボランティア保険への加入 | ・・・ 3 |
| 2 ボランティアに関する情報の提供 | ・・・ 3 |
| 3 情報発信の支援 | ・・・ 3 |
| 4 会場利用の支援 | ・・・ 4 |
| 5 機材の使用・印刷用紙の支給 | ・・・ 5 |
| 6 助成金のご案内 | ・・・ 6 |
| 7 備品の貸し出し | ・・・ 6 |

III 資料

- | | |
|------------------|--------|
| 1 支援内容一覧 | ・・・ 7 |
| 2 ボランティア保険のご案内 | ・・・ 8 |
| 3 安城市ボランティア連絡協議会 | ・・・ 10 |
| 4 市民活動センター | ・・・ 11 |

I ボランティア登録について

ボランティア活動を行う団体（5人以上）は、ボランティアセンターに登録できます。登録することにより、ボランティアセンターの支援の対象となります。

登録は年度更新制です。継続して登録される場合は年度末に更新が必要です。

1 登録の種類

活動形態により、「A型」「B型」「C型」の3種類があります。

種類	活動形態	登録証の色
A 型	ボランティア活動を主とした団体	ピンク
B 型	主な活動はボランティア以外で、ボランティアも行う	水色
C 型	NPO 法人など	

※会員の自己研鑽のための福祉の学習活動や、固定された会員同士のみの助け合い活動（＝互助活動）は、ボランティア活動とはみなしません。

2 登録手続き

（1）新規・更新登録に必要な書類

登録を希望する団体は、ボランティアセンターに次の書類を提出し、申請を行ってください。また、市民活動センターへの申請をボランティアセンターで同時に行うことができます。必ず10～11ページの内容を把握した上で申請してください。

必要書類	ボランティアセンター		活動センターへの同時申請	
	新規	更新	新規	更新
① 団体登録申請書	○	○	○	○
② 会員名簿	○	○	○	×
③ 規約・会則	△	△	○	×
④ 前年度活動実績	△	○	○	○
⑤ 前年度決算書または予算書	△	△	×	×
⑥ 最近の活動がわかる写真など	△	△	×	×

○必須 △あれば添付 ×不要

（2）登録証の発行

登録手続きが完了すると、各団体に2枚登録証を発行します。会場利用時に提示が必要となります。有効期限は、翌年度の6月30日までです。

（3）登録の変更

登録内容に変更があった場合は、随時ご連絡ください。連絡がない場合は、ボランティア保険が補償されない可能性があります。

Ⅱ 支援内容について

1 ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険への加入をおすすめします。8～9ページの「ボランティア保険のご案内」を参照してください。

2 ボランティアに関する情報の提供

ボランティアや福祉に関する研修・イベントの情報をお送りします。情報提供希望の団体はお申し出ください。

3 情報発信の支援

登録団体が行うボランティア活動の情報発信をお手伝いします。

(1)「ボランティア情報コーナー」

社会福祉会館2階に、登録団体が利用できる掲示板やラックを設置しています。団体のPRや会員募集、イベントなどの案内を掲示できます。

※ 掲示物には、団体名と連絡先を必ず記載し、ボランティアセンターに提出して下さい。

※ 掲示期間は最長3か月とし、期間を過ぎたものは処分します。

(2)「安城市社会福祉協議会ボランティアセンターホームページ」

安城市社会福祉協議会のホームページ上で、登録団体の紹介を行っています。団体が行うイベントや研修会、会員募集等の広報に活用できます。記事の掲載を希望する場合は、ボランティアセンターにお申し出ください。

(3)「あんじょう市民活動情報サイト」

あんじょう市民活動情報サイトで、イベント情報やボランティア募集などの情報を掲載できます。掲載を希望する場合は、ボランティアセンターにお申し出ください。

(4)「社協だより」(毎月15日に広報あんじょう折り込み)

安城市社会福祉協議会が発行する情報紙「社協だより」にイベント情報を掲載できます。記事の掲載を希望する場合は、掲載希望月の2か月前まで(例 3/15号なら1月中旬まで)にご相談ください。

※ 紙面の都合上、掲載できない場合もあります。

4 会場利用の支援

(1) ボランティア室及び貸し部屋の利用

・ボランティア室の利用

社会福祉会館および各福祉センターのボランティア室を無料で利用できます。

ボランティア室は共有で使用する部屋のため、占有はできません。団体の定例会等は、原則貸し部屋をご利用ください。

・貸し部屋の利用

貸し部屋の予約の際には、利用する施設の窓口でボランティア登録証の提示が必要です。

施設名	電話番号	ボランティア室の有無	貸し部屋の福祉利用 (3ヶ月前より予約可能) ^{※1}	
			A 型	B・C 型
社会福祉会館	77-2945	あり	○	ボランティアセンターに要相談 ※2
総合福祉センター (団体共用室)	77-7888			
桜井福祉センター	99-7365			
北部福祉センター	97-5000			
西部福祉センター	72-6616			
作野福祉センター	72-7570			
中部福祉センター	76-0090	なし		
安祥福祉センター	73-5757			
明祥プラザ	92-3641			

※1 総合福祉センター多目的ホールは有料で6ヶ月前より予約可能です。

※2 B・C 型団体の貸し部屋利用について

B・C 型団体がボランティア活動を行う場合は、その活動の準備として 2回まで無料で利用できます。ただし、事前にボランティアセンターへの連絡が必要です。

《利用手続きの流れ》

- ① 利用する施設へ空き状況を確認する。
- ② ボランティアセンターへ活動内容を連絡する。
- ③ 利用する施設で予約・申請をする。

5 印刷機材の使用・印刷用紙の支給

ボランティア活動に必要な印刷物は、社会福社会館および各福祉センターのコピー機と印刷機を使用できます。**(利用する施設の窓口でボランティア登録証の提示が必要です)** 印刷物が大量になる場合は、社会福社会館をご利用ください。社会福社会館では、下記の機材が利用できます。

機 材	利 用 料 金
大型プリンター	A1 サイズ 300 円／枚
ラミネーター	A4 サイズ 10 円／枚、 A3 サイズ 20 円／枚
製本機	製本の厚さの計が 10 cm 以内の場合 1 冊 100 円 10cm 以上の場合 5 cm 毎に 50 円加算
パソコン	無料
紙折り機	
丁合機	
電動ホッチキス機	
裁断機	

場 所	コピー機	印刷機	用紙の支給	
			カラー紙 (チラシ用)	コピー用紙(白) * V連協加入団体のみ
社会福社会館	無 料			
総合福祉センター (団体共用室)	社会福社会館を ご利用ください			
桜井福祉センター	用紙持参の 場合は無料	用紙持参の 場合は無料	×	×
北部福祉センター				
西部福祉センター				
作野福祉センター				
中部福祉センター				
安祥福祉センター				
明祥プラザ				

* 使用目的の内容は問いません。

6 助成金の案内

(1) 研修参加費助成金

ボランティアセンターに登録した活動内容に直結し、技術や知識の向上が期待できる講習会、研修会などにかかる経費を1人につき年間20,000円、1団体につき50,000円を限度として助成します。

※ B・C型登録団体については、内容によって認める場合があります。

(2) ボランティア活動活性化助成金

団体の活動の活性化を図るため、講習会、勉強会の開催、広報活動、必要な備品などの購入、または修繕費用に対して助成します。

※助成内容は変更になることがございます。詳細についてはお問い合わせください。

(3) 被災地ボランティア活動給付金

安城市・安城市社会福祉協議会では、災害の発生した地域において安城市民が行う災害救援活動、復興支援活動及び被災地の復興につながる交流活動に対して給付します。この助成金は安城市民のみ利用できます。

(4) その他の助成金

愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターにも各種助成金・補助金の案内が掲載されています。

7 備品の貸し出し

《 ボランティアセンター備品一覧 》

車いす(福祉活動用)	段差モデル	アイマスク
高齢者疑似体験セット	イヤーマフ	点字板
視覚障がい者用ゲーム (トランプ、オセロ)	聴覚障がい者用磁気ループ	ノートパソコン
プロジェクター	スクリーン	OHC(実物投影機)
アンプセット	拡声器	テント
ハソリ※ガスボンベは 除く	メッシュベスト(ボランティ アロゴ)	ウィンドブレーカー(ボラン ティアロゴ)
腕章	着ぐるみ(サンタ・トナカイ)	缶バッジメーカー

Ⅲ 資料

1 支援内容一覧

内 容	A 型	B・C 型	参照ページ
ボランティア保険の加入	○	ボランティア 活動部分のみ	3
情報の提供	○	○	3
社会福祉会館 2 階「ボランティア情報コーナー」 への掲示	○	○	3
社協ホームページへの記事掲載	○	○	3
あんじょう市民活動情報サイトへの記事掲載	○	○	3
「社協だより」への記事掲載	○	○	3
社会福祉会館、桜井・北部・西部・作野福祉セ ンターボランティア室の利用	○	○	4
社会福祉会館、福祉センター貸し部屋の利用	○	ボランティア 活動部分のみ	4
印刷機材の使用・印刷用紙の支給	○	ボランティア 活動部分のみ	5
研修参加費助成金	○	要相談	6
ボランティア活動活性化助成金	○	ボランティア 活動部分のみ	6
被災地ボランティア活動給付金	○	○	6
備品の貸し出し	○	ボランティア 活動部分のみ	6

令和元年度ボランティア保険のご案内

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険があります。安心して活動を行えるよう、自分に必要な保険を選択し、加入することをおすすめします。

ボランティア活動保険

- ① ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした場合
 - ② ボランティア活動者が、活動中に他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が生じた場合
- ①、②の場合を補償する年度更新制の保険です。

- ・個人及び団体登録申請書に記載されていない内容のボランティア活動をする時は、事前にボランティアセンターへ届け出てください。届出が無い場合補償の対象外となることがあります。
- ・基本プランと、地震・噴火・津波によるケガも補償される天災プランがあります。

プラン		掛け金	補償内容					
			傷害					賠償
			死亡	後遺障害 (限度額)	入院 (日額)	手術	通院 (日額)	対物・対人 人格権侵害
A	基本	250 円	700 万円	700 万円	5,000 円	入院中の 手術は入 院日額の 10 倍、 それ以外 は 5 倍	3,000 円	5 億円
	天災	400 円						
B	基本	300 円	950 万円	950 万円	6,000 円		3,600 円	
	天災	500 円						
C	基本	350 円	1,300 万円	1,300 万円	6,500 円		4,000 円	
	天災	600 円						

※基本から天災へ変更する場合は、差額の支払いで変更できます。

ボランティア行事用保険

- ① 行事参加者が偶然な事故でケガをした場合
 - ② 行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合
- ①、②の場合を補償する保険です。

- ・主催者と、参加者が被保険者となります。ただし、参加者を主催者側が名簿で把握できている場合に限りです。
- ・日帰り・宿泊・行事内容によって、掛け金が異なります。
- ・日帰行事は、1日の参加者20人以上の掛け金から加入できます。
- ・日帰行事は、細菌性食中毒による傷害は補償対象外となります。
- ・行事用保険の手続きは、原則行事開催日の2週間前までに完了してください。

プラン		掛け金	補償内容					
			傷害補償				賠償責任補償	
			死亡	後遺障害	入院 (日額)	手術	通院 (日額)	対人
日帰	1日1人 30 円～	510 万円	510 万円	3,500 円	35,000 円 (入院中) 17,500 円 (上記以外)	2,200 円	1名1事故 2億円	1事故 1,000 万円
宿泊								

福祉ふれあい 活動総合補償

在宅福祉サービス、移送サービス等を行う団体が加入できる
損害保険です。

在宅福祉サービス総合保険

地域福祉・在宅福祉サービスの従事者が、活動中にケガをした場合、もしくはサービス利用者にケガをさせた場合や、サービス利用者宅の家財を壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合等の保険です。

移送サービス保険

(Aプラン)

サービス利用者または活動者が事業実施主体の管理下中に起きた交通事故などによりケガをした場合の保険です。※補償対象は、活動者または利用者となります。1日当たりの最高活動者・利用者数を申告していただきます。

(Bプラン)

登録した自動車にて搭乗中にケガをした場合に補償を受けられます。活動者のみならず、搭乗者全員が対象となります。

その他 の保険

安城市ふれあい補償制度

安城市では、安城市民の皆さんが安心して市民活動、ボランティア活動ができるように補償制度を設けています。安城市民が対象で、保険料はすべて市が負担します。

詳しくは安城市役所市民協働課（TEL0566-71-2218）にお問い合わせください。

活動中に事故が起きた場合や、保険に関するお問い合わせは・・・
安城市社会福祉協議会ボランティアセンター（TEL0566-77-2945）

補償の対象となる事故例

1 傷害保険

- ・ボランティア活動中に転んでケガをした。
- ・ボランティア活動からの帰宅途中に自転車に跳ねられケガをした。
- ・ボランティア活動中に食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。

2 賠償責任保険

- ・介護ボランティア中に、誤って車いすから利用者 を落としケガをさせ賠償責任を負った。
- ・ボランティアが体育館備え付けの運動具を破損させ賠償責任を負った。保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
- ・ボランティアが調理し配給した弁当で食中毒が発生し、賠償責任を負った
- ・ボランティアが建てた仮設テントが、設置の不備 により倒れ、下にいた子どもがケガをして賠償責任を負った。



安城市ボランティア連絡協議会のご紹介

これから ボランティア活動を始める皆さまへ

わたしたち、安城市ボランティア連絡協議会は1987年に発足し、現在47グループが加盟し会員数800名で構成されています。

そして社会福祉協議会のご協力とご支援を受け、各分野で精力的に活動している任意の団体です。

今後、ボランティア活動をさらに結実させるためにも、情報の共有と課題の解決と一緒に考え有意義な活動にしていきたいと思います。

【内容】

- 「ボランティアのつどい」開催
おなじ地域で活動している仲間たちと交流を図ります。
- 「安城市福祉まつり」参加
活動の成果をパネル展示・体験コーナー運営でグループのPRができます。
- 機関紙「ボランティア・かわらばん」発行
主要な活動内容を町内会・公共施設・行政へ発信します。
- 「活動助成金制度」
活動の展開・及び会員の増員を目的に5万円を上限に申請し活用できます。
- 「機材貸出」
活動に必要なノートパソコン・プロジェクター・デジカメ・ラミネーター
コピー用紙・チラシ印刷など利用できます。
- 「常任委員会」開催
毎月第3土曜日、常任委員会を開き連絡や報告など意見交換をします。

年会費：200円/人

ぜひ、わたしたちの仲間になってください

ご入会・お問い合わせ 安城市社会福祉会館内
ボランティアセンター 電話0566-77-2945

安城市民活動センター

市民活動のサポート拠点「安城市民活動センター」は、「わくわくセンター」という愛称で呼ばれています。市民の方が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを作る場としてみなさまにご利用いただいています。

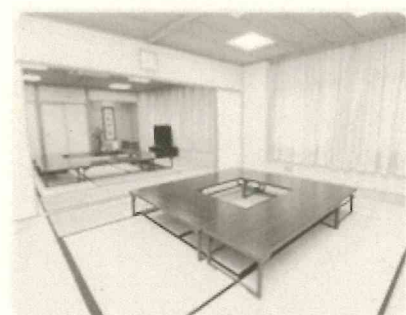


活動のサポート

- ・打合せや講座が可能なスペースがあります。
- ・チラシや会報の作成ができる印刷機などの便利な機器が揃っています。
- ・市民活動のための資料作成などに利用できるパソコンコーナーがあります

情報の収集・発信

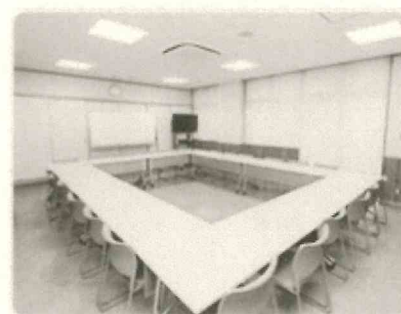
- ・インターネットを利用して、市民活動の情報収集ができます。
- ・団体の活動内容やイベント開催の情報を発信、収集ができます。
- ・定期刊行物、活動に関する書籍、パンフレットが閲覧できます。



第1和室・第2和室

活動の相談

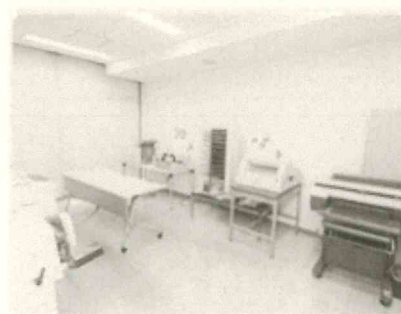
- ・ボランティアをしたい人と、ボランティアを募集したい団体のマッチングを行います。
- ・活動に関する相談などを受けます。



活動室

事務所機能

- ・事務用品や備品を管理するロッカーが利用できます。



作業室



団体登録をすると、市民活動センターの施設を無料で利用できます。また、市民交流センターの有料施設を減価価格で利用できます。(※1)

(※1) 安城市民交流センター 有料施設
音楽室、多目的ホール、会議室、調理実習室

- 既に公益的な市民活動を行っている
または、これから市民活動をしてみたい！
- 多くの人にボランティアに来てほしい！
- 自分たちの活動を広くPRしたい！
- 他の活動団体と協力してイベントを行いたい！

安城市民活動センターに団体登録してみませんか？



■安城市民活動センター 団体登録要件

①～④のすべての要件を満たす必要があります

- ①活動の拠点が市内にあること
- ②3人以上の団体で、そのうち1人は安城市内に住所を有すること
- ③公益を目的とする旨が規約、会則等に定められていること
- ④宗教、政治、営利を目的とする団体ではないこと

手続き区分	提出書類
初めて 登録するとき	・ 団体登録申請書（必要事項を記入） ・ 団体規約、会則 ・ 団体構成員名簿 ・ 活動状況のわかる書類 これからやろうとする内容でもOKです！
年度更新を するとき	・ 活動報告書（前年度の活動） ・ 団体登録証（年度印を押します） ・ 団体登録申請書 （登録内容に変更がある場合）



■お問い合わせ先 安城市民活動センター

〒446-0065

安城市大東町1 1-3 安城市民交流センター内

TEL：(0566) 71-0601

FAX：(0566) 71-0668

E-mail：info@wakuwakucenter.jp

URL：http://wakuwakucenter.jp/

休館日：毎週月曜日（祝日を除く）
年末年始（12月29日～1月3日）